

元朝斡耳朵考 (下)

箭 内 互

五 元朝の斡耳朵と遼朝の斡耳朵

元朝の斡耳朵に關する卑見は、前數章に互りて略ぼ盡したれば、こゝには之と遼朝の斡耳朵との異同に就いて考ふべし。さて斡耳朵は君主の宮殿の謂なるが故に、匈奴以來北族の宮殿は概ね此の語を以て稱せられたるものと想像せらるゝも、支那の文献には、常に漢譯せられたれば、果して然りしや否やを明言する能はず。而して原語の文献に見えたるは、實に遼代を以て始とし、斡魯朵の字面を以て遼史の營衛志以下に散見す。

營衛志の叙語の中に、「有遼始大設制尤密、居有宮衛、謂之斡魯朵。出有行營、謂之捺鉢」と見え、宮衛の條の首に、「遼國之法、天子踐位、置宮衛、分州縣、析部族、設官府、籍戶口、備兵馬、崩、則扈從、后妃、宮帳、以奉陵寢、有調發即丁壯從戎、事老弱居守」と記し、次に、

太祖曰弘義宮、應天皇后曰長寧宮、太宗曰永興宮、世宗曰積慶宮、穆宗曰延昌宮、景宗曰彰愍宮、承天太后曰崇德宮、聖宗曰興聖宮、興宗曰延慶宮、道宗曰太和宮、天祚曰永昌宮。又孝文皇太弟有敦睦宮、丞相耶律隆運有文忠王府。

の十二宮一府の名を列ね、進んで之に隸屬する州縣提轄司、右烈瓦里抹里得里、閭撒の總數及

び正戸蕃漢轉戸の總數を擧げたる後弘義宮以下の各宮に就いて其の原名、建置、位置、陵寢の位置、所領の戸數、兵數等を詳述す。今弘義宮に關する記事を掲げて、其の一斑を示さん。

算^〇幹^〇魯^〇朶^〇、太祖置。國語心腹曰算、宮曰幹、魯朶、是爲弘義宮、以心腹衛置、益以渤海俘錦州戸、其幹、魯朶在臨潢府陵。寢在祖州東南二十里。正戸八千、蕃漢轉戸七千、出騎軍六千。

州五、錦、祖、般、祺、銀。縣一、富義。提轄司四、南京、西京、奉聖州、平州、石烈二、(略)、瓦里四、(略)、抹里四、(略)、得里二、(略)。

長友津田左右吉氏は、前年「遼の制度の二重體系」なる論文の中に遼の行宮(幹魯朶)について頗る精到なる研究を發表せられたり。氏は行宮隸屬の民に關しては

かく考へ來れば、宮籍に屬するものは、漢人及び渤海人にては(一)州縣をなせるもの(二)提轄司の所管となれるもの、二種にして、契丹人にては(一)諸部より選拔せられ、或は志望によりて宮籍に入り、而して石烈抹里得里闡撒等として編制せられしもの(二)犯罪者もしくは其の家屬より成れる瓦里といふ特殊編制の二者及び契丹人に准ぜられるべきものとして(三)烏古敵烈等諸民族の俘虜降附者なること略々明なりといふべし。

と論斷せられ、次に其の行宮組織に論及して、遼の制度の二重體系が行宮にも適用せられしことを注意し、更に附録三に於いて「所謂十二宮は何のために設けられ、歴代の皇帝と行宮所屬の民とは如何なる關係にありしか」と冒頭し、自問自答の末、

外戚大臣等が各々私部曲を有し、俘掠し來れる漢人をば、私城として管治せる例により

て之を推測すれば、皇帝みづからかゝる私部曲私城を有せりとするも怪しむに足らざるべければ、余は寧ろ行宮の起源がこゝにありしを思ふものなり。而して外戚大臣等の私部曲及び私城として管治せる漢民等が之のづから其の手兵としても用ゐられしと同じく、行宮所屬の部州民も皇帝と特殊の關係ある特殊部隊「手兵もしくは禁衛軍」として用ゐられしならんと考ふ。

と推斷し、行宮に屬する財産については、

余はかく考へて行宮に屬する部族州縣の租税の全部もしくは一部は皇帝在位中は其の私收入となり、其の歿後、子孫にして帝位に即かざるものある時は之に傳へられ、然らざれば何等かの方法によりて陵寢の維持費等に用ゐらるゝものならんと推測す。

と説き、最後に、

以上の考説により、「天子踐位、置宮衛」といへる營衛志の記載「每其主立、聚所剽人、戶馬牛金帛及其下所獻生口、或犯罪沒人者、別爲行宮領之、建州縣官屬」といへる續資治通鑑長編卷一〇の所説が正確ならざるを知るを得ん。而して此の二書の所説は何れも行宮の主要なる性質を遺却せる點に於いて甚だ疎漏なる解釋なりといはざるを得ず。

と結論せられたり。さて、氏の所説は、普ねく遼史を涉獵し、更に數多の文献を參考し、零碎なる記事にも多大の注意を拂ひて、犀利なる批判を試みられたる結果に成り、其の論斷の明快なる推測の妥當なる洵に敬服に堪へず。たゞ氏の行宮論は、もと遼の制度全體の精神が

行宮制度の上にも明かに之を看取するを得べきことを説くを主眼とし、必ずしも行宮其の者の研究を徹底せしめんとせられたるにあらざるべきが故に、元代の行宮との關係に就いても、何等説及せられざりしは固より怪むに足らざれども、氏が疑問として殘されたるもの、及び氏の論及せられざりしもの、二三に就きて聊か卑見を述べんとす。たゞ吾人の言ふ所多くは臆説にして、又徒らに疑問を提供するに過ぎざるもの少からざるべく、寧ろ疑問を疑問として之を闕き、深く緘黙を守られたる津田氏の慎重なる態度に對して愧つべきものあらんことを恐るゝのみ。

津田氏は「幹魯采の所在地が其の管治せる部族及び州縣と如何なる地理的關係ありやは詳にし難し」と言ひて全く沈黙を守られたれども、此の點は遼の幹魯采の性質を確定する上に於いて頗る重要なものなるべし。蓋し幹魯采の起源が皇帝親から有する所の私部曲私城の管治、租税の徵收、手兵又は禁衛軍としての統率に在りしものとせば、其の位置はあつづから、其の所屬部州縣を管理するに便宜なる處なるを適當とすべきに、遼史の記事は概ね之に反するに似たり。たゞ幹魯采の所在地は、之を今地に比定し難きもの多きを以て、一概に斷言する能はざれども、試に臨潢府に在りきとせらるゝ太祖の算幹魯采即ち弘義宮の所領五州一縣に就て檢せんに、祖州は臨潢府の西南に近く、富義縣は府の東南に近く、共に當時の上京道に屬すれども、錦州と嚴州とは中京道に屬し、前者は今の錦縣、後者は其の南なる覺華島なり、銀州と祺州とは東京道に屬し、前者は今の鐵嶺縣、後者は開原縣の西なる慶雲堡に

當る。更に州縣に屬せざる漢人渤海人を管治する四提轄司の置かれたる二京二州の中降聖州が上京道に在りし外は、南京(今の北京)西京(今の大同)平州(今の永平)等皆長城の南に在り。二石烈、四瓦里、四抹里、二得里の所在全く知るに由なきも、恐くは悉く上京道に在りしなるべし。次に高州に在りきとせらるゝ應天皇太后の蒲迷盃幹魯朶即ち長寧宮所屬の四州三縣に就いて考ふるに、儀坤州と定霸縣とが上京道に在りて、共に臨潢府の西南に近きを除くの外、顯遼西の二州及び奉先歸義の二縣は今の廣寧縣附近、遼州は今の奉天の西北に當り、何れも東京道に在りしものなり、而して提轄司の所在は、前記の二京二州と同じ。さて臨潢府は今の巴林旗の波羅城にして、高州は赤峯縣の東南に比定せらる、而して其の隸屬する部族州縣の分布此の如く廣汎に、幹魯朶所在地を距ること此の如く遠隔なり。此等の部州を以て太祖又は應天皇太后と私部曲乃至私城の關係ありしものと解すること、果して妥當なるべしか、少しく疑なき能はざるなり。是に於いてか吾人に臆説あり、そは各宮成立の根本となる契丹部族及び漢人(及び渤海人)のみを以て、各宮建設者と私的關係ありしものと解せんと欲するなり。太祖の弘義宮の例を以て之を言はんに、宮は太祖の心腹たる契丹部族及び之に准ずるものと俘虜たる渤海人と錦州より移せる漢人もしくは渤海人とを以て建置せられたるが、此等の人民は太祖の私部曲として、之に隸屬し、太祖の手兵として平時は其の身邊を護衛し、戰時には親軍中の親軍として太祖に従つて出征すること、稍々元朝の怯薛ケチクの如きものにあらざりしか。遼史三卷七耶律曷魯傳に「明日(太祖)即皇帝位、命曷魯總軍國事。時制

度未、講國用未充、扈從未備、而諸弟刺曷等往往覬非望。太祖宮行營、始置腹心部、選諸部豪健二千餘、充之、以曷魯及蕭敵魯總焉、とあるは、即ち太祖即位の初、行營即ち捺鉢にて一時的の牙帳を改めて宮、即ち韓魯朶にて永久的の宮殿とし、之を腹心部、算韓魯朶と名づけ、諸部の豪健二千餘人を選抜して、其の護衛若しくは手兵、禁衛軍となし、最も親任する宗族耶律曷魯と后兄蕭敵魯とに命じて之が統率に當らしめたりといふなり。蕭敵魯傳に此の軍隊を「宿衛」と記せるもの亦參考すべし。所謂諸部豪健二千餘は、渤海俘と錦州戸とより選抜されたる漢人をも含める宮衛の全數なるか、はた又契丹人及び之に准ずる部族民のみの數なるかは、明ならずれども、韓魯朶建置の事情より考へ、別記多數の州縣部族より、廣く徵集したるものにはあざざるべし。殊に此等州縣の中、嚴州は聖宗の新置に係り、祖州と富義縣とは太宗の新置と思はるゝのみならず、營衛志の記載は津田氏も指摘されたるが如く、或る時期に於ける所屬州縣の名を傳へたるものに過ぎざるを以て、弘義宮建置當時に果して此の種の州縣若干を領せしや否やさへ詳ならず。更に諸宮新設の場合に於ける事情を檢するに、其の根本部民のみを以て禁軍乃至宿衛と解するに於いて何等の抵觸を見ざるが如し。例へば世宗の積慶宮を組織せる民の一部が文獻皇帝世宗の父、人皇王倍の諡の衛從なりしことは、文獻皇帝にも韓魯朶ありしを語ると同時に、世宗の護衛として其の宮に轉屬せしことの寧ろ甚だ自然なるを思ふなり。又穆宗の延昌宮を組織せる民の一部が太宗、穆宗の父の永興宮の隸戸の一部かなりしこと亦頗る適當なるに似たり。次に景宗の彰感宮を組織せる民の一部が章

肅皇帝太宗の弟李胡の諡の幹魯朶の隸戸の一部かなりしことは、景宗の父世宗と李胡とが不和の間柄なりしに鑑み、一見如何と思はれざるにあらねど、李胡は穆宗の時、其の子喜隱の謀反に坐し囚はれて死し、喜隱父子尙ほ在れども、其の人物輕僿にして何人も之に同情するものなかりしかば、景宗は何等躊躇する所なく、李胡の舊臣を以て新宮の護衛に當らしめしなるべし。聖宗の興聖宮を設くるや、永興積慶長寧三宮の隸戸を以て其の護衛に任せしめたり、蓋し當時皇位繼承の問題已に消滅したるにより、その禁軍の何人たるをも顧慮するの必要なかりしがためならん。次の興宗の延慶宮、道宗の太和宮、天祚の永昌宮を組織せる民の一部が諸宮の隸戸の一部かなりしことも、亦同一理由によるべし。聖宗の弟孝文名は隆慶の敦睦宮が文献皇帝の幹魯朶の隸戸の一部かを其の禁軍の一部としたるは、蓋し尤も適切の處置といふべし。如上の所説果して一理ありとせば、吾人は各宮條下列記する所の州縣司等の漢人及び石烈以下の契丹人等の隸戸を目するに幹魯朶に屬せる一種の采邑を以てせんと欲す、即ち平時に在つては幹魯朶の維持費等を負擔し、戰時に際しては、皇帝直屬の禁衛軍と共に出征するの義務を有せるものなるべし。而して各宮條下に見ゆる正戸及び蕃漢轉戸の數(丁數は兵衛志の記載によるに其の倍數)は此等所屬州縣司石烈等の戸數を指し、騎軍若干とあるは、それより出すべき兵數を示したるものと推測す。

幹魯朶を置くは皇帝に限られず、又た其の數は十二宮に限らざること、津田氏の已に指摘せられたる所なり。即ち太祖の頃、道宗のとは別に太和宮あり、世宗以前に承天太后のとは

別に李胡の韓魯朶と覺しき崇徳宮あり、世宗の時、人皇王(文獻皇帝)の宮あり、景宗の時、孝文皇太弟のとは別に敦睦宮あり、而して此等を編制せる隸戸が後日新設せられたる韓魯朶の隸戸として轉屬せしことあるは已に述べたり。然れども同名の韓魯朶の新設せられし以上、從來のものは何等かの理由の下に廢絶せしものと推測せらるれど、ひとり營衛志記載の弘義宮以下の十二宮が概ね永く保存せられたることは、各宮の名を冠する使、副使、太師及び都部署等の官名が當該皇帝崩後に於いても猶ほ遼史の紀傳に散見するによりて知らる。津田氏は行宮に關する行政機關について、契丹人に對しては契丹行宮都部署司あり、漢人又は南面行宮都部署司あり、而して諸行宮都部署院之を總轄したりしが如し。また各宮にも一々契丹都部署司、漢人部署司あるが、之を總轄するものは宮使なるに似たり」と説かれたるは蓋し妥當なる推測なるべし、たゞ此等官名に冠せらるゝ諸宮は吾人の檢索せる限に於て悉く皇帝崩後に存せるもののみなるは、果して偶然なるや否や、若し偶然ならずとせば、百官志の「十二宮職名總目」條下に列舉せられたる某宮使以下の諸官は、皇帝崩後の韓魯朶の一切事務を掌り、諸行宮都部署院條下の諸官は、皇帝生前の韓魯朶の事を總べしものにや。猶ほ考ふべし。

各韓魯朶が其の創設者たる皇帝(又は皇后、皇弟)の護衛のために、各々若干の軍隊を有したりとせば、そは自から帝都たる臨潢府、もしくは皇帝の四時の行幸地に置かれしものなるべしに拘らず、太祖の弘義宮を除くの外は、帝都以外、殊に當該皇帝の行幸を見しことなき地の

みは設けられしが如きは、尤も怪むべし。太宗景宗聖宗道宗の幹魯朶所在地たる游古河龍雅里山合魯河女混活直守水濼の如きは、遼史には他に全く所見なく、固より之を今地に比定するに由なければ姑らく之を措くも、世宗は土河今の老哈河の東に於いて、應天皇太后は高州（今の赤峯縣の東）に於いて、承天皇太后は土河の東に於いて、興宗は高州の西に於いて行宮を有したることを傳ふる何等の文獻なきのみならず、遼史の記載する限り、殆んど全く其の地に遊幸せる形迹をすら認むる能はざるなり。遼史の營衛志は幹魯朶に關する記載を收むる宮衛の條につゞきて、捺鉢行在の義に關する記載を收むる行營の條を設く、その條下に「遼國盡有大漠浸包長城之境、因宜爲治、秋冬違寒、春夏避暑、隨水草、就收漁、歲以爲常、四時各有行在之所、謂之捺鉢」と叙語し、四季の捺鉢として、

春捺鉢。鴨子河濼。長春州東北三十五里。

夏捺鉢。吐兒山。黑山東北三百里。黑山。慶州北十三里。金蓮子河。黑山上。清涼殿。懷州西山。

秋捺鉢。伏虎林。永州西北五十里。

冬捺鉢。廣平淀。本名白馬淀。永州東南三十里。

を擧げたれど、四季の捺鉢に定所なきは、ひとり夏捺鉢のみにあらずしことは王易の燕北錄にも明文あるが如くにして、春捺鉢は鴨子河濼の外にも長春河滄同江鴨子河魚兒濼鷲鷲濼等あり、夏捺鉢は吐兒山金蓮子河等の名却て他に所見なく、炭山永安山（緬山）赤勒嶺散水原、納葛濼拖古烈等頗る多く、秋捺鉢は伏虎林の名却つて他に所見なく、秋山黑山黑嶺等慶州附

近に遊幸すること頻繁なり、冬捺鉢の廣平淀は聖宗紀に二回、興宗紀に白馬淀の名を以て一回見ゆるのみにて中會川藕絲淀等最も頻見す。而も捺鉢は隨時牙帳を起すものにして、韓魯朶が一定の地に設けられたるものとは異なれば、此等の捺鉢の中に韓魯朶を求めんこと、固より妥當ならざるなり。既に四時の遊幸地を捺鉢といひて韓魯朶といはず、捺鉢に一時の牙帳を起し、隨時の行幸に資したれども、韓魯朶に殆んど永久的行宮ありて而も曾て皇帝の行幸なかりきとせば、韓魯朶は抑々何を目的として存せしか護衛といひ禁軍といふもの、此くては殆んど無意義ならずや。それ或は所屬州縣の管理、租税の徴收を掌れる一官衙に過ぎざるものなりしか若し然りとせば、州縣城所在地に之を置くを便とせざるか、何が故に今日其の位置を擬定するに苦むほどの僻陬を擇びしか抑々之を韓魯朶と稱すること何よりも最も不穩當ならずや。

津田氏は韓魯朶の所在地が其の管治せる部族及び州縣と如何なる地理的關係ありしやは詳にし難しといひ、次に、

たと續資治通鑑長編卷一〇に「行宮のことを記し、死則設大穹廡、鑄金爲像、朔望節忌辰日、輒致祭」とあれば、そこに於て各々其の主たる皇帝を祭れるならん。聖宗本紀「一統和三年の條に、謁永興長寧敦睦三宮」とあり、道宗本紀「清寧七年の條に、幸弘義、永興崇德三宮、祭射柳」とあるもの之を證す。

と述べられたり。いかにも右の外に、太宗紀天顯四年の條に「謁太祖行宮、告出師于太祖行

宮と見え、十二年の條に「告功太祖行宮」とあるは弘義宮を指しよものなるべく、道宗紀の清寧四年の條に「謁太祖及諸帝宮」とあるは太祖以下諸帝の幹魯朶を謂ふに外ならざるべし、而して「告功」「告出師」「謁」とある以上各宮には其の建設者たる皇帝を祭りたる事疑なからん。聖宗紀開泰元年の條に「奉遷南京諸帝石像于中京觀德殿景宗及宣獻皇后于上京五鸞殿」と見え、地理志によるに、上京には「開皇安徳五鑿三殿」の中に「歷代帝王の御容あり、南京には「景宗聖宗の御容殿各一あり、東京には「讓國皇帝人皇王」の御容殿あり、西京の華嚴寺には「諸帝石像銅像を奉安し、儀坤州には太祖と其皇后との銀像あり、而して上京の三殿中に「歷代帝王御容あり」と記せるところに「毎月朔望節辰忌日、在京文武百官並赴致祭」とあるは全く前記通鑑長編の記事と同じ。想ふに各幹魯朶にも其の創置者たる皇帝の崩後に於いて其の金像乃至石像を安置せしものならんか。果して然らば幹魯朶は、其の點に於いて「陵廟乃至御容殿と大差なかるべし。幹魯朶と陵寢との關係は、管に此の如きに止まらず、先づ遼史の營衛志に各宮の所在と陵の所在とを連記するは、是れ即ち兩者の間に何等かの關係の伏在するを暗示するものにあらずや。太祖の弘義宮の屬州に「祖州あり、太宗の永興宮に「懷州あり、世宗の積慶宮に「顯州あり、承天太后の崇徳宮に「乾州あり、聖宗の興聖宮に「慶州あるが如く、皇帝もしくは皇后の崩後に於いて新置せられ、其の陵寢に「寄進せられたる州にして、而も其の幹魯朶に隸屬するもの少からず。此等は陵寢を離れて幹魯朶に轉屬せるものなるか、はた又同時に兩者に屬せしものなるか、未だ詳ならざれども、兩者の關係の密接なりしこと、益々明なるべし。

五代史^{卷七}四夷附録契丹の條に、其國君死葬則於其墓側起屋、謂之明殿、置官屬職司、歲時奉表、起居如事生^といひ、遼史の聖宗紀統和元年の條に、謁三陵、以東京所進物、分賜陵寢官吏^と見え、同二十九年の條に、所俘高麗人分置諸陵廟、餘賜內戚大臣^と記し、興宗紀重熙三年の條に、皇太后遺政于上、躬守慶陵^{宗陵}とあるは、皆陵寢に隸民あり、宮殿あり、官衙あるを示すものにして、又頗る幹魯朶の制と相似たり、若し夫れ前述せる所の如く、兩者の隸戸隸民もしくは其の一部が共通のものなりしならんには、兩者維持の方法乃至其の財源の一部かも或は共通なりしかとも推測せらるゝなり、是に於いて吾人は敢て再び臆説を提供す、そは幹魯朶の所在に關する營衛志の記載は全然編者の誤解に係り、實は陵寢と全く其の所在を同じうせるものなるべしといふことは是なり、其の理由の一として、陵寢の所在に關する營衛志の記載が幾多の重大なる誤謬を含めることを擧ぐべし、即ち長寧宮の條に應天皇太后の陵を、龍化州東一百里とあるは、祖州の誤にして、延昌宮の條に穆宗の陵を、京南としたるは、懷州と改むべく、彰德宮の條に景宗の陵を、祖州南とあるは、乾州と正すべきものなることは津田氏も已に指摘せられたる所なるが、この外にも、積慶宮の條に世宗の陵を、長寧宮北とあるは、顯州西山と改むべく、興聖宮の條に聖宗の陵を、慶州南安とあるは、慶州北二十里、又は、慶州西北二十里と正さるべく、敦睦宮の條に孝文皇太弟の陵を、祖州西南三十里とせるは、顯州もしくは顯州醫巫閭山の誤なり、以上は遼史の記事を見れば何等の考證を須ゆることなく、殆んど自明の事なるに、ひとり營衛志の編者が此かる重大なる誤謬をなせるは尤も怪むべく、其の

理由の詳なるを知るに由なきは遺憾なれど、兎に角、かゝる編者の手に成れる幹魯朶の所在に關する記載も、到底信用し難きは勿論なり。又試に太祖以下歴代諸帝後の陵寢の所在に就いて一考せよ、祖州は太祖の好んで秋獵せし處にして、懷州は太宗の行帳の放牧地なり、顯州は世宗の父人皇王が讀書の樂を縱まゝにせる醫巫閭山望海堂のある處、世宗としては蓋し第二の故郷ともいふべき地なり、應天皇太后、太祖の皇后の祖陵に於ける、穆宗、太宗の子の懷陵に於ける關係については言ふを須むず、景宗、世宗の子の陵が顯州と近き乾州に存し、其の皇后承天皇太后の之に祔葬せられしは洵に自然の事なり。聖宗尤も黑嶺を喜び、遺命してこゝに陵寢を營ましめてより、その子孫興宗、道宗相次いで同所に葬られたる亦固よりその所なり。陵寢の所在地が皇帝と特殊の緣故あらざるなきこと既に此の如しとせば、生前設くる所の幹魯朶の所在地も亦同じく其の皇帝と親密なる關係なかるべからず、而も營衛志傳ふる所のもの、殆んど皆その建設者の生前こゝに行幸せる事實さへ絶無なりしに似たり、而して此の如きは幹魯朶の性質上殆んど有り得べからざることなり。若し、吾人の臆測する所の如くんば、遼史營衛志の編者が宮衛幹魯朶の叙語の中に、崩則扈從后妃宮帳以奉陵寢と記せることもよく了解せらるべく、又兩者の制度乃至組織の上に共通點多きも、まことに理の當然といふべし。たと幹魯朶の所在地に關する營衛志の記載が全然誤謬に出でたりとすれば、多少の理由あるにもせよ、猶ほ少からざる不安を伴ふことを自覺せざるにあらず。是れ臆說として敢て讀者の批正を乞はんとする所以なり。

遼の幹魯朶に關する卑見は略ぼ上述する所の如し。而も之を元の幹耳朶幹魯朶と比較するに及んで、兩者の相異の大なるに驚かざるを得ず。屢々述べし如く、元の幹魯朶は寧ろ皇后を主體とし、皇后居る所隨つて皇帝屢々行幸する所なるが故に、こゝに皇帝の宮殿を意味するなり、元には幹耳朶以外に皇帝の宮殿なきなり、少くとも之を以て此の制度の根本精神と爲す。然るに、遼の幹魯朶の制度に關する遼史以下の記載は、曾て皇后に就いて何等説及する所なく、たゞ皇帝の護衛をいひ、之が所屬州縣部族をいひ、時に之が祭祀をいひ、官屬をいふのみ。抑々幹魯朶の語たる「中央」の義を有し、隨つて君主の宮殿を意味す、故に皇都たる上京もしくは他の四京を以て幹魯朶と稱するは固より當れりといへども、遼の幹魯朶は一代一宮にして同時に數宮を置くことなければ、五京を指したるはあらざること勿論なり。故に地理志、東京の條に「大内建二殿、不置宮。嬪唯以内省使副判官守之」とあるによりて他の四京には宮嬪を置くを例としたるが如くに解し、之に因つて遼に四幹魯朶あり、宮嬪之を守ることを考ふること能はざるなり。又天祚帝紀天慶五年九月の條に「耶律章奴反……上遣駙馬蕭昱領兵詣廣平淀護后妃行宮云々」とあるを以て、廣平淀に行宮あり、后妃之を守るの證となすものあらんも、廣平淀は冬捺鉢として營衛志に特記せらるゝものなり、こゝに行宮とあるは捺鉢の譯語にして、遼史の用語例に隨へば寧ろ行營又は行在とあるを妥當とするのみ、捺鉢には殊に春冬の其れに於いては、北南の臣僚と國事を會議するを例としたれば、こゝに后妃を伴ひ行くこと推測に餘あれど、捺鉢の性質上隨時起さるゝ牙帳に后妃を留め置き、之を

守らしむること固より有り得べきにあらず。たゞ興宗の景福元年七月蕃漢戸三千を以て始めて慶州を置くや、地理志に之を守陵戸と記し、本紀に陵邑と稱す。地理志によれば州は始め大内都總管司(百官志の大内惕隱司)に隸せしが、後更に興聖宮に轉屬せりといふ、宮は聖宗の幹魯朶なり。宮の轉屬は何年に在りしか詳ならず、れども地理志の記載によれば、州の建置に後ること幾許もなかりしが如し。果して然らば興宗紀重熙三年四月の條に「皇太后還政于上、躬守慶陵」とあるは、興聖宮が慶陵の近傍に存するのみならず、宮即ち幹魯朶は其の建設者たる聖宗の在世中より、其の皇后の居住所たりしことを暗示するものにあらざるか。而して此の如きは、ひとり興聖宮のみにあらずして、すべての幹魯朶に於いて然りしにあらざるか。もし此の臆説にして成立するものならんには、皇帝以外の皇族の幹魯朶にも其の妃之に居りしなるべく、太后の幹魯朶は太后崩後に於いて始めて建設せられしものなるべし。元代に於いても明宗寧宗二帝の幹魯朶は其の崩後に於いて始めて置かれしこと既に述べたり。

以上説く所、多岐に互りて讀者の了解を得ること難きの恐ある以て、こゝに約言せん(1)津田氏の所論には大體に於いて敬服すれども、主として氏の沈黙を守られたる諸點に就いて卑見を陳べて氏及び讀者の叱正を得んとす。(2)營衛志の各宮條下に「以……置」とあるものこそ氏の所謂皇帝の私部曲私城にして同時に手兵もしくは禁衛軍なるべし。(3)各宮條下に列記したる州縣提轄司石烈等は、各宮所屬のものたるは勿論なれども、これは寧ろ各宮

の采邑とも稱すべきものにして、平時に在りては租税を宮に納め、戰時に在りては禁衛軍と共に皇帝に隨つて出征せるものなるべし。(4)韓魯桑の所在の不明なるもの多く、稍々明なるものゝみに就いて見るも、そこには皇帝在世中曾て行幸したる形迹なきは怪むべし。(5)而も陵寢の所在に關する營衛志の記載の大半が誤なるによりて察するに韓魯桑の所在を示せる記事も亦大に怪むべく、隨て韓魯桑の所在地問題を考察して其の性質を明にせんとするは寧ろ徒勞に屬するの恐あり。(6)たゞし陵寢に隸民あり、御容殿あり、官衙あるは頗る韓魯桑と相似たれば、其の隸民の一部か、が兩者共通のものにして、其の維持の方法乃至其の財源の一部かも或は共通なるが如く推測せらる。(7)若し吾人の臆説を述ぶるを許されんには、陵寢所在地が悉く皇帝生前の行幸地もしくは皇帝と特別なる緣故を有する地なりしと、韓魯桑の性質上ほゞ同様の條件を要する理由あると、陵寢の所在地に關する營衛志の記載は大半誤謬なるとに鑑み、韓魯桑の所在地に關する部分は全然編者の誤解に係り、實は悉く陵寢と同一地に設けられたるものゝ如し。(8)遼の韓魯桑の性質にして果して上述の如しとせば、それと元の韓魯桑との相異甚しきに驚かざるを得ず、殊に元に在りては后妃之を守るを原則とするに、遼に在りて全く其の事なきは怪しむべきの至なり。(9)この疑問を懷きて遼史の記事を検索し考究するに遼に於いても亦殆んど元と同様なりしと思はるゝ形迹なきにあらず。たゞ零碎なる資料に本づきて此かる重要問題を解決するの不安を感ずるのみ。

註

1 遼史卷九三、蕭圖玉傳に、開泰元年七月石烈太師阿里底殺其節度使、西奔高里朶蓋古城、所謂龍庭單子城也」と見ゆ。この高里朶も Ordu の音譯に外ならず、城は今の外蒙古 Koshin Orkhon 河の東なる Koshin Tzaidam 湖附近なるべし。(滿鮮地理歴史研究報告第五冊一〇三頁參照)

2 滿鮮地理歴史研究報告第五冊一九八、二一〇—二二五、二七一—二七八。

3 本誌第六卷三號所載「元朝怯薛考參照」。

4 遼金二朝の諸帝の遊幸地に關しては、池内宏氏の「遼代春水考」(本誌第六卷第二號あり)就いて參照すべし。秋山春水を固有名詞とする池内氏の說に對して、之を普通名詞とする津田氏の說(本誌第七卷第一號所載「遼代の長春州について」)あれど、當面の問題には關係薄ければ、姑らく池内氏の說に従ひ置くべし。

5 興宗紀景福元年六月の條及び地理志各州の條參照。

6 元史卷三五、文宗紀至順二年の條に「國制、累朝行帳設衛士、給事如在位時」とあるを參考すべし。

7 五代史卷七三、四夷附錄契丹の條に、莊宗「○後晉の帝崩、明宗遣供奉官姚坤告哀於契丹、坤至西樓(○即ち祖州)而阿保機方東攻渤海、坤追至鎮州見之、阿保機錦袍大帶垂後、與其妻對座穹廬中、……已而阿保機病死、述律(○妻の名)隨其喪歸西樓、……」とあるは、遼の太祖の出征中、その皇后を隨へたる實例の一なり。

8 地理志慶州の條には、慶雲山、本黑嶺也、聖祖駐蹕、愛養曰、吾萬歲後當葬此。興宗遵遺命、建永慶陵、有望仙殿御容殿、監蕃漢守陵三千戶、並隸大內都總管司、在州西二十里。有黑山、……景福元年復置、更隸興聖宮と見え、興宗紀景福元年七月の條には、建慶州于慶陵之南、徙民實之、充奉陵邑とあり。本紀の「慶陵」は地理志の「永慶陵」の略稱、慶州の位置を「慶陵之南」とするは、正しくは東南にて「西二十里」は「西北二十里」なるべし。而して「徙民實之、充奉陵邑」は「置蕃漢守陵三千戶」と互照して、

當初の慶州の全戸は三千に過ぎざりしなるべく、隨て地理志に州の屬縣玄徳の戸六千を擧げたるに、後年の統計によれるならん。右の地理志の文に、慶陵を築きしと同時に慶州を置きしことを言はずして景福元年復置と記するは粗漏にて、これだけを見ては、州は一旦廢せられて此の年を以て再置せられしが如くに誤解するものあらん。然れども、聖宗の崩去は太平十一年六月三日にして、興宗は同日を以て柩前に即位の禮を行ひ、同月十五日に景福と改元し翌七月九日に慶州を建て、陵邑に充奉せしこと、すべて興宗紀の記載に明なれば、聖宗死してより慶州の新建まで僅に一ヶ月餘なり、此の間に於いて慶州廢置の事ありきとは信ぜられず、七月九日が同州始建の日なるは蓋し疑を容れざるべし。かゝる粗漏を取てする編者の事なれば、「並隸、大内都總管司」とは、「番漢守陵三千戸」より成り、慶陵邑に充奉せられる慶州が、大内都總管司に屬せしことをいふや否やは斷言し難きも、殆んど然りしなるべく、「更隸興聖宮」とあるは、司の所管を離れて宮の領州となりしを示すものならん、而して其の時期は此の文のまゝにては景福元年に在りしが如きも、果して然るや否や詳ならず。たゞ宮は聖宗生前より存せしものなると、陵と宮との關係の密接なりしとに鑑み、晚くも翌年中轉屬の行はれしものと推測せらるのみ。

六 結 言

上來述ぶる所を約言せんに、第一章に於いては、先づ幹耳朶の語義は、原と中央なれども、轉じて君主の宮殿の義となりしことを述べ、次に當時の旅行者の紀行にもとづきて其の構造の一斑を記し、最後に幹耳朶の主人は君長にあらずして寧ろ妻妾皇帝にあらずして寧ろ后妃なりといふを得べく、而して此の事情は元朝の其れに於いて尤も明かに看取せらるべき

を説きたり。第二章に於いては、元朝歴代の幹耳朶の名稱(寧ろ數)と所在とに就いて考へ、記録の誤謬を正し、且つ此の制度は世祖の燕京遼都、國號建立以後に於いても繼續せられたるべきを推斷し、第三章に於いて歴代幹耳朶に於ける后妃の氏名及び位次等を考證し、ついでに后妃入内に關する蒙古的慣習等について説明し、第四章に於いて幹耳朶の保管の方法、及び之に關する官制等について皇帝在世中と崩後との二節に分ちて研究する所あり、而して第五章に於いては、遼朝の幹耳朶に關する津田氏の新説に本づき、多少の卑見を加へ、且つ遼の其れは陵寢と同一地に置かれしなるべく、或は元の其れと同じく后妃之を守るを例とせしものならんとの臆説を提供せり。

元來幹耳朶に關する資料極めて少く、概ね零碎なる記事のみなるを以て、其の真相を捉へんとするが如きは、或は殆んど不可能の事なるべく、隨て以上論述せる所も往々武斷に失し臆説に止まれるもの少からざるべし。殊に尤も讀者の嚴正なる批評を望むは、第二第四第五の三章なり。第二章に於いて已に述べたるが如く、幹耳朶の數と所在と、之を守れる后妃の名とを傳ふるは、太祖の其れのみにて、其の他は皆不完全なり、たゞ后妃の名は一部分ながら概ね之を傳へたれば、此の點については多くの遺憾なきも、幹耳朶の數を傳ふるは、世祖武宗二帝の其れのみ、而も全く其の所在を示さざるなり。而も吾人が敢て此の制度の元一代を通じて永續せしことを推斷するは、實に零碎なる記載に、其の形跡を認めたるに因るのみ、固より之を以て鐵案となすにはあらず。然れども蒙古(元朝)の帝位繼承法を研究して、クリ

ルタイの如き國家の休戚に大關係ある重要な制度が、元朝末期まで維持せられ存續せられたる事實を確め得たる吾人は、幹耳朶の如き特色ある蒙古の慣習風俗を存續することの、極めて自然なるを覺ゆるものなり。第四章に皇帝在世中の幹耳朶に關する官衙を擧げたれども、必ずしも此等のものに止まらざりしなるべく、且つ吾人の失檢もあるべし、大方の指摘を望むこと切なり。第五章遼の幹耳朶に關する卑見には臆説多きの嫌あるを知らざるにあらねど、兎に角、其の名の既に幹耳朶といへる以上、元朝の其れは原義にも合ひ、其の制度も自然の發展を述つくることを得べきに拘らず、之に先だてる遼朝の其れが、却て原義に遠ざかり、皇帝の宮殿乃至后妃の邸宅たる性質を有せざりしとは信ずる能はざるを以て、其の形迹だけなりとも之を闡明せんと努めたるなり。終に臨んで、遼元二朝の幹耳朶の異同を比較せんに、概ね次の如きものあるべし。(1)遼に在つては之を建設するものは必ずしも皇帝に限られざるに、元に在つては常に皇帝に限らる。(2)遼に在つては一帝一宮なれども、元に在つては一帝數宮なり。(3)遼に在つては幹耳朶と陵寢とは同一地に在りしが如きも、元に在つては陵寢の制なきを以て、大に其の事情を異にす。(4)遼に在つては之を守るもの必ず后妃なりしや否や詳ならざるに、元に在つては后妃常に之を守る。(5)其の維持費等は遼に在つては之に隸屬する州縣部族之を負擔し、元に在つては后妃の采邑及び歲賜等を以て主なる財源とす。(6)其の護衛は、遼に在つては皇帝の私部曲私城より選拔したる民を以て組織せられたる親衛隊之に任じ、元に在つては名門功臣等の子弟及び皇帝と特別なる緣故

あるものによりて組織せられたる親衛隊即ち怯薛の一部之に當る。

此の制度はクリルタイの制度、ケシツク(怯薛)の制度と共に蒙古民族の心理を闡明するに於いて忽諸に附すべからざるものなりと信ずるを以て、未だ明確なる成案を有せざるに拘らず、姑らく卑見を披瀝して博雅の叱正を乞はんとするなり。之を以て本篇の結言とす。(完)

註

1 元の太祖の起肇谷に葬られしより、元朝諸帝は歷代皆こゝに葬られ、元史世祖紀以下、葬起肇谷、從諸帝陵」と記するを例とす。起肇谷の所在詳ならざるも、起肇は Kerien の音譯なるに似たれば、阿河上流の谷地なるべし。太祖の終焉地については、太祖紀に「崩于薩里川哈老徒之行宮」とあれども、實は今の甘肅省の東壩に近き清水縣の牛頭河附近にして、哈老徒行宮は其の發喪の地なるべきことは、吾人の嘗て考證せし所なり(本誌第五卷第二號「元初史實解疑三則」)。果して然らば所謂起肇谷は此の行宮に遠からざる處なるべきか。薩里川は Saghar 原、哈老徒は Khotai 湖にて、行宮即ち太祖の斡耳桑第二斡耳桑は同湖の附近に建てられしものと推測す。

さて太宗在位當時蒙古に使せる宋の彭大雅の紀行なる黑韃事略に「其墓無塚、以馬踐蹂、使平如平地。若武沒眞(○太祖帖木眞之墓則挿矢以爲垣、闊踰三十里。遼騎以爲衛)と見え、明初の人に於て、元末の事情を見聞せる葉子奇の草木子卷三、雜制篇に、歷代送終の禮を記せる中に「元朝官裏用椁木二片、鑿空其中、類人形、小大合爲棺、置遺體其中、加糝漆、畢則以黃金爲圈、三圈定送。至其直北園裏之地、深埋之、則用萬馬踐平、俟草青、方解嚴、則已漫同平坡、無復考誌遺跡、豈復有發掘暴露之患哉、誠曠古所無之典也、夫葬以安、遺體既安、多費以殉、何益(口北三廳志卷三、古蹟、元世祖陵の條に引ける草木子の文は稍と之と出入あり)とあり。元史に歷代帝陵に關して何等言ふ所なく、

唯祖廟について言ふのみなるは宜なりといふべし。黒韃事畧に太祖の墓に護衛ありしをいふは、太祖死して十年前後のことなるによりて此の事ありしものにて、其の後の諸帝の墓は草木子に言ふが如く草青きを俟ちて直に解嚴せしものなるべし。とに角、支那に於けるが如き陵寢の制は蒙古乃至元朝には之なかりしこと殆んど疑を容れず。元代には幹耳朶が皇帝崩後に於いても尙ほ鄭重に保存せられ君臣の之に奉事すること生時に於けると同じといふは、支那に於ける陵寢の如きものなりしにあらざるか。太祖の大幹耳朶の如きは元朝を通じて朝廷の尊崇至れるものありしは、已に述べたる所なり。

ついでに一言すべし、元朝陵寢の制なしといへども、固より全く歴代帝王埋骨の地を顧みざりしにはあらず、何等かの方法を以て敬意を表せしなるべし。少なくとも朝廷にて望祭を行ひしことは、周伯琦の「立秋日書事」と題する詩(口北三廳志卷一四、藝文志三)の注に「國朝歲以七月七日或九日天子與后素服望祭北方陵園奠馬酒執事皆世臣子弟是日擇日南行」とあるより之を證すべし。Marco Poloの書に、世祖は毎年八月二十八日上都を出發して南行するに當り、所謂 *the Palices* 駸ち、白馬の乳を地上に灑ぎて鬼神を祭るとあるは、この望祭と關係ありげなれども未だ詳ならず。(Yule, I, 281)

附 錄

察罕腦兒考

察罕腦兒、一に茶罕腦兒に作り、時に白海と稱せらる、蓋し蒙古語 *Chagan nór* (*naghur*) の對音にして、白き湖の義なり。至元十七年五月世祖始めてこゝに行宮を建てしより其の名著は

れ、武宗の至大三年九月こゝに察罕腦兒宣慰司都元帥府を置き、仁宗の皇慶元年四月更に察罕腦兒捕盜司を置き、泰定元年三月湘寧八刺失里出でて此の地を鎮するに及んで、宣慰司を罷めて王傳府を設けしが、文宗の天歷元年十一月復た宣慰司を置き、順帝の至元元年七月には更に脱脫禾孫(驛站官)を置き、至正二十七年には行樞密院を置き以て新興の明軍に對せり。さて察罕腦兒行宮は世祖以來概ね常に歴代の行幸する所となりしこと既記の如く、而して又重要な官衙の所在地たりしこと此の如しとせば、元代に於ける察罕腦兒は實に北地に於ける著名なる地方の一たりしなり。殊に此の地が Marco Polo の筆に上り、かなり詳しく紹介せられしより、西洋人の間には Karakorum(和林)、Shandu(上都)について蒙古の名所として喧傳せられたるものなり。

かくまで重要にして又著名なる察罕腦兒の所在に就いては、清初以來諸説紛々、今猶ほ殆んど不明なるは寧ろ怪むべきほどなり。さて舊説の二三を検せんに、宣府鎮志は漠然洗馬林及膳房堡口外に在りといふのみなれば殆んど論ずるの價値なし。口北三廳志は之を上都の西乃至西北なる多くの湖沼の一に比定せんとしたれど、而も其推定は周伯琦の北行後記の記事を誤解したる結果なるを以て、また全く正鵠を失せり。ひとり大清一統志が上都河の上流域なる五藍城(Ulan Hotun)の西に擬せるは、曖昧ながらも稍々注意すべき推定たるを失はず、たゞその理由の那邊に在るかを知るに由なきのみ。西洋人の研究としては、Angulter が今の Anguli-nôr と Tsagan-nôr, Chagan-nôr とし、H. Yule が Tinkowski の紀行に見えた

る Chagan Balgassun に比定し、且つ其の傍なる湖を Chagan-nôr に擬したるは、共に何等の根據なく、殊に D'Anville の地圖に Tchahan Toloto とあるは Chagan Balgassun なりといへるは氏にも似合はぬ速断なり。Chagan Balgassun は今の白城子にして、金元の昌州なること、Agnili-nôr (昂古里泊) は遼金元三代の鴛鴦灤昂吉灤なること、Chagan Balgassun の傍なる小湖は今はいへぬ、Ike-nôr (大泊) といひ、金元の狗灤にして周伯琦の所謂懷禿腦兒なり。要するに察罕腦兒を Chagan Balgassun に比定せんとするは、單に Chagan の語に拘泥したる説にして、取るに足らず。

然らば行宮所在地たる察罕腦兒は果して何れの地に擬せらるべきか。吾人は元代の文献によりて徐ろに論證の歩を進むべし。元史三卷一拜住傳に「至治元年三月從幸上都、次察罕腦兒」とあるは、英宗紀の「至治元年三月辛巳、車駕幸上都」とあるものと相應じて、察罕腦兒は大都會より上都に至るの道に當れることを示す。然れども兩都の往還は一にあらざして四道ありしこと、周伯琦の言ふ所の如しとせば、以上紀傳の記載は察罕腦兒の位置に就いて殆んど何等の光明を與ふるものにあらず。幸にして王恽の中堂事紀及び周伯琦の扈從北行記あり、前者は元初、後者は元末、大都會より上都に至れる旅行記にして、共に問題の察罕腦兒を通過せり、吾人は之によりて大に得る所あらざるべからず。先づ中堂事紀の記する所を見ん。王恽は中統二年三月五日、燕京11を發し、居庸關懷來縣統墓店12今の土木雷氏驛亭今の新保安城等を経て、十日には宣德州13今の宣化縣14に入りしことを記したる後、

(十二日)癸酉、行六十里、值雪、宿青麓15。三十日甲戌、至定邊城、憩焉、蓋金所築故城也。是夜宿黑

崖[○]子[○]距青麓九十里。十四日乙亥抵[○]撞[○]場[○]。蓋金初南北互市之所也。是夜露宿[○]雙[○]城[○]北十里。小河之東南距黑崖旬北一百有五里。十五日丙子停午至察[○]罕[○]腦[○]兒[○]。申刻大風作玄雲自西北突起少頃四合雪華如掌平地尺許亂灤河而北次東北土塙下群山糾紛山形平易因勢而廣狹焉泉流縈紆揭衣可涉地氣甚溫大寒瘕以單韋煦如也沙草氍茂極利畜牧按灤野蓋金人駐夏金蓮源隰一帶遼人曰望國崖是也。留八日而發距雙城七十里。二十三日甲申次[○]鞍[○]子[○]山[○]南距灤河四十里。二十四日乙酉次[○]桓[○]州[○]故[○]城[○]西南四十里有李陵臺……

と見ゆ。さて青麓以下の憩宿地の所在は不幸にして概ね詳ならずたゞ青麓 青山の麓に在るより其の名を得しと思はるれば今の青邊口の北八清里内外の處なるべく而して鞍子山は灤河の北實は西四十里とあれば今の圖に東西烏蘭諾爾(二湖の名)の東北に位する同名の山に外ならず即ち王琿は宣德より青麓を経て鞍子山に至るまで終始殆んど正北の方向を取りしものなり。今其の經過せる各地の關係位置を見るに宣德青麓間六十里青麓黑崖子間九十里黑崖子雙城間九十五里雙城察罕腦兒間七十里而して察罕腦兒鞍子山間は一日程なるを以て約一百里と推測するを得べし更に地圖を按じて試に其の所在を揣摩せば青麓は青邊口外を流るゝ清水河邊の新營子附近定邊城は其の東なる中山溝附近¹³黑崖子一名黑崖旬は頭道營子附近雙城は公道龍附近にして察罕腦兒は小鹹湖附近に當るべきか。王琿は鞍子山を發して桓州舊城^{新桓州の南三十里}に次し翌日新桓州^{今の四郎城}を出でゝ北行四十五里にして開平即ち上都に達せるなり。Marco Polo の上都街道に關する記事もぼゞ王琿の取れ

るものと同じく、Sidaichu (宣德州)より三日にして大汗の一大宮殿所在地なる Chagan Nor に至り、それより東北及び北に向ひ馬行三日にして Chandu (上都)に達すと述べたり、又以て參考するに足る。

次に周伯琦の扈從北行記の記載を検するに、彼は至正十二年四月、順帝に扈從して上都に向つて出發し、五月一日居庸關を過ぎし後、

遂自東路至瓮山。明日至車坊。在縉山縣之東沃衍宜粟歲供內膳。又明日入黑谷。過色澤嶺。高峻曲折。凡十八盤。遂歷龍門及黑石頭。過黃土嶺。至程子頭。又過磨兒嶺。至韻家營。歷白塔兒。至沙嶺。自車坊黑谷至凡三百一十里。皆深林複谷。邨塢僻處。山路將盡。兩山高聳。如洞門。尤多巨石。近沙嶺。則土山連互。地皆白沙。深沒馬足。過此則朔漠平川。如掌。天氣陟涼。風物大不同矣。遂歷黑鬣兒。至失八兒。禿地多泥淖。又名牛羣頭。其地有驛。有郵亭。有巡檢司。闌闌甚盛。驛路至此相合。北皆芻牧之地。無樹木。徧地地椒野茴香葱韭。芳氣襲人。草多異花。五色有名金蓮花者。似荷而黃。至察罕腦兒。猶漢言白海也。水濼深不可測。氣皆白霧。其他有行在宮。曰亨嘉殿。闕庭如上京。而殺焉。置雲需總管府以掌之。……

と記す。大駕はそれより鄭谷店。明安驛。泥河兒。李陵臺。驛雙廟兒。桓州(六十里店)。南坡店等を経て同月十九日上都に抵り、七月二十二日上都を發し、桓州に次し、更に三日にして察罕腦兒に至り、西に轉じ百餘里にして懷禿腦兒に至り、興和野狐嶺。得勝口。順寧府(本宣)雞鳴山。雷家驛(事紀)の驛。統幕(事紀)統幕店等を経て、八月十三日京師に還れり。而して伯琦は往路を十八納鉢七百五十

餘里とし、歸路を二十四納餘、一千九十五里とし、且つ曰く、

大抵兩都相望、不滿千里、往來者有四道、曰驛路、曰東路二、曰西路、東路二者、一由黑谷、一由古北口路、東道御史按行處也。伯琦往來分署上京、但由驛路而已、黑古古は蓋の誤。驛路未之古は蓋の誤。前行、因忝法曹肅清毅下、遂得見所未見、實爲曠遇云。

さて、この紀行も中堂事紀と同じく、極めて珍重すべきものなれども、駐輦地の所在の知も難きもの更に多く、日記體ならざるは尤も惜ひべし。瓮山は今の岔道ならんと思はるゝも詳ならず、車坊は縉山縣今の延慶縣の東と見ゆるにより、今の四海冶堡14はもと四合治といひ、元の時、上都往來の道に當るといへば、或は其の異名かとも考へたれど、龍門は元初の龍門鎮、至元二十八年以後の望雲縣、今の龍門縣に外ならざれば、かくまで東方に在りしものならざるべく、或は今の永寧縣附近ならんか、随つて黒谷は今の青羅口にも擬すべし。¹⁵ 黒石頭以下悉く知るに由なきも、既に龍門を通過せる以上、又北行して赤城雲州、獨石等の地名をこゝに見ざる以上、殊に又、皆深林複谷云々とある以上、輦路は必ずや龍門より西行して邊外に出で、更に北行して察罕腦兒に至り、更に明安上都河の上流、烏藍城、李陵臺今の波羅城等を経て上都に至りしものなるべし。果して然らば、黒石頭は中堂事紀の黒崖子と同地にして、沙嶺は雙城と相近かりしかと推測せらる。たゞ失八兒禿の別名牛羣頭10は、析津志の「天下站名」の條下に「獨石」東北八十牛羣頭六十、明安六十、李陵臺とあるによりて、今の石頭城子にも比定し得れども、かくては石頭城子と烏藍城との間に察罕腦兒、鄭谷店等あることとなりて、他のすべての記録に矛盾す

のみならず、近沙嶺、則土山連亘、地皆白沙深沒馬足、過此則湖漠、平川如掌、天氣陟涼、風物大不同矣、とあるに合はざれば、析津志の牛羣頭は蓋し同名異地なるべし。而して失八兒禿に驛あり、郵亭あり、驛路の合する所なりといふは、後に言ふ所の興和より明安を経て上都に至る驛路に當れることを示すものなるを以て、畧ぼ今の二十里腦包溝附近に在りしものならんか。果して然らば、鄭谷店を隔てて明安驛に連なれる察罕腦兒は之を今の小鹹湖附近に求むること寧ろ妥當なりといふべし、況んや周伯琦は懷禿腦兒を以て、察罕腦兒の西一百餘里に在りと明記するに於いてをや、懷禿腦兒は周伯琦によれば興和城の東、東北か二十里に在り、今の昂古里湖に入る一河の水の瀦して湖となる伊克腦兒 (Ike-nor) に比定せらる。さて P. Ruten の内蒙古地圖に東西烏蘭諾爾も小鹹湖もなく、後者と略ぼ同じき處に Pain Chagan nor なる稍々大なる一湖を表出するを見る。此の地圖果して信ずべしとせば、是れ往時の察罕腦兒の名の今猶ほ土人の記憶に存したるものか。Pain は蓋し Bayan (蒙古語にて富の義の訛にして、此の湖の美稱なるべく、若し元代既に此の美稱ありきとせば、吾人の曩に推測せる如く、泰定帝の伯亦又は伯亦兒幹耳朶の伯亦が察罕腦兒の冠稱となりしものならんか。以上、やゝ臆説に過ぐるの嫌あれど、其の湖の位置と名稱とが、之を偶然の符合とするには餘りによく相近似するを覺ゆるが故に、姑らくこゝに附言するなり。要するに、此の地域に關する地圖として比較的信用せらるる D'Anville, Ruten 及び我が陸地測量部等の手に成れるものが、互に其の記載を異にするに當り、的確に察罕腦兒の位置を考定すること固より不可

能なれども、大體に於いて伊克腦兒(當時の懷禿腦兒)より上都河上店(當時の明安驛)に至るの途上に於いて、前者の東約一百餘里なる一湖こそ即ち問題の察罕腦兒にて、其の湖畔に察罕腦兒行宮(又は伯亦幹耳朵)を設けしものなるべし。²⁰

周伯琦は、大都より上都に至るに、東路西路四路の三路あること、東路には更に黒谷路と古北口路とあること、從來驛路に由るを例としたるに、今始めて黒谷輦路を跋涉し未見の山水を親睹するを得たるは光榮なることを述べて、彼れの紀行の前半を結びたり。今この四路の如何なるものなるかを考へ、當時の驛站配當の狀況乃至交通路の一斑を窺はんとす。

所謂東路の一なる黒谷路は既に考定したる所の如し。古北口路に就いては、當時の文獻の之を徵すべきもの稀なれども、元史の世祖紀によれば、中統三年閏九月古北口驛を立て順州(今之順義縣)より上都(即ち開平)に至るの間に六驛を置きしが、翌四年正月の條に、罷古北口新置驛と記し、爾後久しく此の驛路に關する記事なきを以て之を察するに、古北口路は中統四年を以て一旦廢せられしものか。然れども同じ世祖紀至元二十年十月の條に、車駕由古北口

路至上都と見ゆれば、この間に復舊せられしなるべし。明の洪武二十七年置く所の驛路の一として、開平古北口間に東涼亭、沈河札、八黃崖、灤河、灰嶺、古城、青松の八驛ありしことを傳ふるは、蓋し元代の交通路を襲ひしなるべく、清の高士奇の塞北小鈔に見ゆる康熙帝の還幸路も亦概ね之に同じく、即ち皆今の灤河及び潮河に沿へる通路と大差なかりしものならん。

たゞ此の驛路に關する元代の地名の傳はれるもの甚だ稀にて、東涼亭の外は殆んど所見なきを以て、詳かに之を擬定し難きのみ。東涼亭は周伯琦の詩注に、上京之東五十里と見え、山水記には「開平南五十里」とあるものにして、今の多倫諾爾の北北西約四十里なる白城子(土名 Lang-tih 涼亭兒?)なるべし。

周伯琦の所謂驛路と西路との別は明ならず、驛站なきを西路と呼べるものとせば、或は王惲の經由せる青龍道を指せるものかと思はるれど、元初と元末とにては變遷あるべければ、恐らくは然らざるべし。其の他は驛站なき大道なかりしが如くなれば、所謂驛路は中路にして西路は其の西なる驛路なるべし。さて上都に即位して大都を重視せる世祖は、夙くも兩都間の驛站の設置に著手し、中統元年中には析津望雲、榆林、綰山等を置き、數年の間に、殆んど直北行する驛路と、今の張家口方面を迂回する驛路とが大體に於いて開設せられしこと、元史及び經世大典の記事にて推測せらるゝなり。中に就いて、大典の中統三年四月の條に見ゆる開平路達魯花赤管民官并に榆林管站官に諭せる聖旨の内に「不得於望雲取直道上經行奪要鋪馬止令經有撫州宣德府正站若有軍情急速公事海青使臣徑直望雲嶺窩路上經行云」とあるは、當時皇弟阿里不哥の和林に自立し、その征戰の際なれば、鷓窩站今の鷓鴣堡望雲縣(今の雲州堡)を經由する直北道は軍用以外の通行を禁じ、宣德今の宣化縣、撫州今の興和城)を經由する西方迂回路の通行のみを許したるを示すものなり。而して大典同年五月の條に見ゆる聖旨の内に「上都以西隆興府撫州道立字老站上都以南望雲道立車站並馬站」とある

文を承けて、兩道站戸を充定したることを記したる條に「西路隆興府云々」とあるは偶々周伯琦の所謂「西路」が、此の隆興府道を指せることを推測せしむるに足らざるか。果して然らば所謂「驛路」は望雲道を指せるに外ならざるべし。然れども元室の上都を保つこと約一百年に及ぶ、その間、兩都の交通路の終始變遷なきを保すべからず、殊に驛站の廢置も亦少からざるべし、的確なる驛路を考定するが如きは、今に於いて到底期すべきにあらず、況んや張家口、獨石口外の山川の形勢、部落の位置尤も不明にして、參考に値する地圖に乏しきに於いてをや。是に於いて吾人の考證は頗る杜撰なるを免れざらんも、今に於いては寡聞淺見この上に出で難し、姑らく文獻傳ふる所の零碎なる記載に本づき、當時の驛站乃至山川關隘の位置によりて、二路の經由する所を揣摩すれば、略ぼ左の如きものあるべし。

驛路(即ち望雲道)

大都析津驛—昌平縣—龍虎臺(名新店)—南口(名大口)—北口(名瓮山?)—榆林—懷來縣—統墓統墓又土墓—槍杆嶺—鷓窩—龍門(後望雲縣)—赤城—望雲縣(後雲州)—獨石—偏嶺(名)—失八兒秃(名牛羣頭)—西涼亭—明安—泥河兒—李陵臺—桓州舊城(雙廟兒?)—桓州(新桓州)—南坡店—上都灤陽驛。

西路(即ち隆興府道)

大都……統墓—雷家(雷氏)—宣德州(後宣德府又順寧府)—宣平縣—得勝口(德勝口)—野狐嶺(扼胡嶺)—撫州隆興府(興和城)—昌州(寶昌州)中都—察罕腦兒(白海)—鄧谷店—明安……

上都²⁷

以上周伯琦の所謂四路の推定にして幸に大過なしとせば、察罕腦兒の位置を以て、上都河上流の西昂古里湖の東北今の Pain Chagan nór に近しとすること殆んど疑なかるべきか。猶ほ元代の驛路に關する研究は事決して容易ならず、而も兩都間の其れについて一言せしは、之に因つて察罕腦兒の所在に關する卑見を補はんとせるのみ。

註

- 1 元史以下元明時代の諸書概ねこの字面を用ゆ。
- 2 元史卷一三世祖紀。
- 3 元史卷一六〇王恩廉傳、卷一六六蔡參傳、及び周伯琦の扈從北行紀等。
- 4 Col. H. Yule, Marco Polo, I, 266-7.
- 5 口北三廳志卷三、多倫諸爾山川、白漂の條參照。
- 6 卷四〇九之二、御馬廠古蹟、明安廢驛の條に「城西有西涼亭故趾、又西卽白海子也」と見ゆ。
- 7 Erdkunde, II, 123, 141.
- 8 Marco Polo, I, 287, note.
- 9 拙稿「元代の東蒙古」滿鮮地理歴史研究報告第六冊二三五—六頁。
- 10 後文考證する所あるべし。
- 11 本書滿蒙叢書本には二月十五日とあれど、干支全く合はねば三月五日の誤なるべし。尙ほ本書には文字の誤脱類あるが如し、例へば「六月丁卯」の月は日の誤、癸酉行六十里」の癸酉の上に「十二日」を脱し、「三十日甲戌」は「十三日甲戌」の倒置なるべし。又「距鞞子山廿有五里」の廿は或る數字の誤なるが如し。
- 12 帝國陸地測量部製圖(百萬分一)を指す。

13 清水河は獨石口外に其の源を發し、南流して龍門縣界より來る一水を合せ、西して青邊口外を流れ、張家口の東を南流し、宣化縣の西界にて洋河に入る。清の康熙年間の紀行なる張鵬翮の奉使俄羅斯行程錄及び錢良擇の田塞紀略に見ゆる定邊河は此の清水河に外ならざれば、元代にも此の名を以て呼ばれ、之に沿へる城なるによりて定邊城といひしものならんか。

14 讀史方輿紀要卷一七、直隸八に「四海冶堡在永寧縣東百里、元時往來上都、恆取道於此。……嘉靖中、邊區許論言、四海冶上通開平大路、下連橫嶺、爲三衛窺伺之地、宜府東路要防也」と見え、大清一統志卷三五宣化府關隘、四海冶堡の條に「在延慶州東、永寧城東六十里、舊嘗治鑄於此、以有四水合流、名四合冶、……後訛爲四海冶、……」とある。かくまで有名なる四海冶の名は元史にも所見なく、驛站の名として經世大典にも析津志にも所見なきは怪むべし。姑らく疑を存す。

15 黑谷の所在詳ならざるは尤も遺憾なれども、方輿紀要卷一七、直隸八に「黑峪口在縣○永寧縣北、寇衝也、口西爲白草窰等處」とあるは黑谷のことをいへるにはあらざるか。元史順帝紀元統二年四月の條に「罷龍慶州○今の延慶州、黑峪道上勝火兒站」とあるは勝火兒站の位置不明なれども、黑峪道は即ち周伯琦の黑谷路に外ならざるべし。白草窰は經世大典モリソン文庫所藏永樂大典卷一九四二六の白草澗と同じかるべく、果して然らば、宣德西站の中に數へられたるものなれば、張家口外より上都に至る驛路に當るべく、隨つて黑峪道の黑谷路なること殆んど疑なからん。又、元史の泰定帝紀、泰定元年及び三年の條に野狐、桑乾、色澤三嶺道を修築せし記事あり、色澤嶺道は即ち黑谷路の一部なれば、當時此の通路の用ゐられしを證するに足るべし。又、世祖紀至元十九年七月の條に「發察罕、腦兒軍千人、治晉山道」とある、晉山は稽山にて、或は色澤嶺の異名ならんか。

16 この失凡兒秃一名牛羣頭に關する析津志の記載は、經世大典站赤明宗天歷元年の條に「賜窩今の時、賜赤城龍門、獨石、失八兒秃、昔賽赤○明安と同地、」李陵臺、桓州、深陽と連書し、元史文宗紀至順二年の條に「深陽、桓州、李陵臺、昔賽赤、失八兒秃五驛、」連書するに符合するを以て、決して誤謬とはいひ難し。

17 モリソン文庫所藏永樂大典卷一九四二六に收めらるる。
18 撰稿「元代の東蒙古」滿鮮地理歴史研究報告第六冊二三三五頁。

19

伯亦幹耳朶の名は經世大典明宗天歷二年四月の條にも出づ、曰く、十五日申書省判送兵部、據大都申、大都至上都一千里路、起運伯亦幹耳朶顏料并竹地席、和雇車輛脚價斤量、依例支付、……その位置は依然不明なれども、泰定帝の崩後尙ほ保存せられたることは之にて知らるべし。日下舊聞卷五、補遺、宮室三の條に、至正八年永寧禪師入觀、說法於龍光殿とある續文獻通考の文を引き、次に朱昆田の按文を記す、曰く、昆田謹按、龍光殿鞍耕錄不載、見王氏、○王士點祭扁、又有慈仁、慈德二殿、注云、三殿並伯亦幹耳朶。考元史太祖后妃有四幹耳朶四十餘、世祖幹耳朶四、武宗幹耳朶一、蓋后妃分居之地也」と。禁扁は未見の書なれど、伯亦幹耳朶に三殿ありしことは之にて知らる。圭齋集卷一、天馬頌の序に、至正二年壬午七月十八日丁亥、皇帝御慈仁殿、佛郎國進天馬二十一日庚寅、自龍光殿、勅周郎貌以爲圖、……とあるは、順帝が上都より還幸の途上、伯亦幹耳朶に駐蹕したる時の事ならん。周伯琦は察罕腦兒の行宮を亨嘉殿といひ、元史卷一三六、拜住傳に亭麗殿とあるは、同名の譌訛か異名異殿か詳ならねど、とに角、二殿あるに過ぎざるが如きに拘らず、伯亦幹耳朶には泰定三年に上都の清寧殿を徙し、四年には欽明殿を作るといへば、泰定帝の時のみにても少くも二殿ありしなり、而して其の殿名は察罕腦兒行宮のとは異なるれば、察罕腦兒行宮即ち伯亦幹耳朶ならんとの假説は、多少の不安を伴ふことを認むるなり。

20

察罕腦兒は、もと湖名にて、その傍に行宮の設けられしより、遂に行宮の名となりしことは、その名にて推測せらるゝことなれど、猶ほ周伯琦の北行前紀に「水滸深不可測……」といひ、その察罕腦兒の詩に「涼亭臨白海」とあるにて疑なし。又察罕腦兒の滸河に近きことは、許有壬の「宿深河、望白海行宮」と題する詩に「下馬河邊市、遙瞻海上宮」とあるにて推測せらるゝが故にも、Patin Chahar 朶が當年の察罕腦兒なりとせば、今の地圖に見る位置よりも更に滸河の上流に近接せしものならざるべからず。要するに昔の察罕腦兒が、かれが如き沙漠同様の地に於いて其の原形を保ち得べき理なきが故に、今の P. Chahar は唯其の古名を傳へたるものと解するが尤も妥當なるべし。

21

大清一統志卷四〇九之二、御馬廠古磧、開平故城の條に邊防考を引きて、洪武二十七年置馬驛八、東曰涼亭、沈河、賽崇、黃崖、四驛接大寧、西曰桓州、威遠、明安、臨寧、四驛接獨石」と記し、涼亭、廢驛の條に、山水記を引きて「開平南五十里曰東涼亭、又四十里曰沈河、五十里曰扒八、六十里曰黃崖、五十里曰

22 澧河、又五十里曰灰嶺、六十里曰古城、又五十里曰青松、又南五十六里即古北口矣、明洪武二十七年所置驛路也」とあり。但し皇明實錄洪武二十七年の條には、此かる驛名を傳ふることなし。

23 一泉、潮河營等を擧げたり。

24 元史卷三四、文宗紀至順元年閏七月の條、卷三八、順帝紀元統二年二月の條、及び卷九〇、百官志、尙供總管府の條を見よ。

25 口北三廳志卷三、多倫諸爾古蹟涼亭廢縣の條。

26 桑原博士の「東蒙古地方旅行報告書」(歴史地理第十八卷第五號)。

27 元史卷五八、地理志上都路雲州の條に「契丹置望雲縣、金因之。元中統四年升縣爲雲州、治望雲縣、至元二年州存、縣廢、二十八年復升寬德之龍門鎮爲望雲縣、隸雲州、領一縣、望雲」と見ゆ。

鳴山——清河——沙河——龍虎臺——居庸關——永安甸(元の北口?)——懷來——鎮安驛(元の統慕?)——鷄鳴山——泥河——宣府(元の宣德州)——宣平——萬全——德勝口——野狐嶺——興和城(これより西北行せり)……閉平(以下還幸路)——環州(元の桓州即ち新桓州)——李陵臺(今名威虜驛)——寧安驛(元の明安)

——元西涼亭故趾——盤谷鎮(元の失八兒禿?)——獨石——龍門——燕然關——長安嶺(元の槍杆嶺)——鎮安驛……北京。

更に之を楊榮(永樂二十二年扈從)の北征記によりて成祖の行軍路を見るに左の如し。

北京……宿道(元の北口?)——懷來——土木——長安嶺——赤城——雲州——雲門——獨石——隔寧(元の失八兒禿?)、——西涼亭——開安(元の明安)——威虜鎮——環州——雙塔(元の南坡店附近?)——閉平(これより北行)……閉平(以下南行)……赤城——鷄鳴(元の鷄高)——懷來……北京。

後者は元代の望雲道の全部と略ぼ符合し、前者は更に隆興府道の南半と一致することを見るべし。讀者は此の小篇に引用せる王愾、周伯琦以下元明諸人の紀行を滿蒙叢書に就いて見ることを得べし。

元明時代の交通路に當れる地名の比定は主として大清一統志・讀史方輿紀要・口北三廳志等の記載に本づく。